

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年5月14日

中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所長 神谷 一弘

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本委託業務(以下:本業務)は、波の影響を考慮したコンテナの漂流・拡散予測を可能とする評価手法を確立することを目的として、提供する台風作用時のコンテナ挙動に関する水槽実験の実験データを解析する。また、気液混相モデル CADMAS-SURF/3D-2F に、風と波の作用を同時に考慮可能とした改良を実施の上、実験の再現計算を行うものであり、3.(2)の能力・知見(技術)を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な能力・知見(技術)を有している法人等(以下「特定法人等」という。)との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和3年度 台風来襲時における漂流物の挙動に関する研究委託

(2) 業務目的

本業務は、波の影響を考慮したコンテナの漂流・拡散予測を可能とする評価手法を確立することを目的として、提供する台風作用時のコンテナ挙動に関する水槽実験の実験データを解析する。また、気液混相モデル CADMAS-SURF/3D-2F に、風と波の作用を同時に考慮可能とした改良を実施の上、実験の再現計算を行うものである。

(3) 業務内容

以下の項目について検討を行うものである。

①漂流物実験のデータ解析

②気液混相モデル CADMAS-SURF/3D-2F の改良

③改良プログラムを用いた検証

(4) 履行期間 契約締結日から令和4年2月25日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(手続開始の決定を受けている者を除く。)
- ③ 中部地方整備局長から、指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)能力・知見(技術)に関する要件

本業務を履行するために、各種数値モデル及びプログラム開発について十分に熟知しているとともに、以下の能力・知見(技術)を有している必要がある。

- ① 港湾構造物に作用する波浪、高潮に関する高度な知見
- ② 港湾における高潮漂流物の定量的評価に関する高度な知見
- ③ 数値波動水槽 CADMAS - SURF/3D-2F の改良に関する高度な知見

(3)業務実施体制に関する要件

業務の実施体制及び分担業務の内容について妥当性が確保されていること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒 457-0833 愛知県名古屋市南区東又兵ヱ町1丁目57-3
中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 総務課 業務審査係
電話 052-612-9981 FAX 052-612-9477

(2) 業務説明書の交付期間及び場所

期間:令和3年5月14日(金)から令和3年5月28日(金)までの9時30分から18時00分(最終日は16時00分)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

場所:(1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

期限:令和3年5月28日(金) 16時00分

場所:(1)に同じ

方法:持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限:令和3年6月16日(水) 16時00分を予定する

- (4) 特定された者に対しては、特定された旨を書面で通知する。
特定通知日：令和3年7月5日(月)を予定する。
- (5) 中部地方整備局(港湾空港関係)における令和3・4年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定され、技術提案書を提出し、技術提案書の提出者として特定されるためには技術提案書の特定通知日において当該資格の決定を受けていなければならない。
- (6) 詳細は業務説明書による。